

「都市計画施設又は市街地開発事業に関する建築物について定めるものに適合するものであること。」の本市の考え方（案）

特定業務施設	事務所、事業所その他の業務で、産業の振興、雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するものについては、許可します（住宅は不可）。
住宅・公益的施設	住宅施設を誘導することを目的としており、大規模な商業施設、事務所などを規制します。 大規模な商業施設、事務所など：3,000㎡を超える店舗、事務所や遊戯施設
公益的・住宅施設	居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものを誘導することを目的としており、危険性が多い工場を規制します。
公益的施設	ホール、駐車場、市役所庁舎など計画が定められている場合は、内容と整合しているものに限り建築の許可をします（住宅は不可）。
道路・公園等	道路、公園等の計画で定められた用途での利用に限定します。

（都市計画法 許可の基準）

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。
一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

用途地域	平成19年7月2日	
	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	40	80
第一種中高層住居専用地域	60	200
第二種中高層住居専用地域	60	200
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200 300
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200

